

令和3年度 第2回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和3年10月15日（金）午前10時～12時
会場	オンライン
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順） 小南陽亮（委員長）、恒友 仁（委員長代理）、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、檜本正明、原田健一（8人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者） 細谷農林水産担当部長、浅井森林・林業局長、小池森林計画課長、渥美産業政策課長 他</p>
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議 事 (1) 令和2年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度事業 個別事業評価調書</li> <li>・ 令和3年度森の力再生事業評価委員会現地視察（案）</li> </ul>

結果概要	<p>(1) 令和2年度事業分の評価対象箇所の検証</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 森の力再生事業の施工地での環境教育やPR看板の設置などの取組は、事業広報を行う上で有効であるとの意見が出された。</li></ul>
------	--

令和3年度 第2回 静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：令和3年10月15日（金）10:00～12:00

場所：オンライン

（渥美 経済産業部政策管理局産業政策課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回、静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。本日司会を務めます、産業政策課の渥美です。よろしくお願いいたします。

はじめに、細谷農林水産担当部長からご挨拶申し上げます。

（細谷 農林水産担当部長）

皆様おはようございます。静岡県経済産業部農林水産担当部長の細谷と申します。本日はご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。先月30日をもって新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言は解除されたわけですが、社会活動は、穏やかに始まっているところです。そんな中ですね、今回の審議会はオンラインということで開催させていただくことにいたしました。何かとご不便をかけるかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

さて県内ではですね、7月3日の豪雨、或いは8月中旬にも大雨がありまして、県内の森林ではですね、災害が発生したところもあるということでございます。こうしたことを考えますと、やはり、荒廃した森林をいかに間伐を進めて再生を進めていくかというようですね、改めて必要性を痛感しているところがございます。森の力再生事業というのは、県といたしましても、力を入れて推進していくということでございますが、県民の皆様からご負担をいただいておりますので、事業の推進にあたっては、委員の皆様のご協力により、事業の透明性、或いは効果をですね、検証しながらやっていくということが大変重要だというふうに考えています。

今回は、第1回の委員会で選定していただいた28ヶ所について、農林事務所の方からですね、その事業内容及び現地の調査の、状況で調査をした結果をですね、本日報告させていただきたいと思っております。

長時間の審議となりますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（渥美 産業政策課長）

それでは、本日の委員の出席状況についてご報告します。本日、委員10人のうち、8人の方にご出席いただいております。出席者が委員の過半数を超えていますので、森の力再生事業評価委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、本委員会は成立していることを報告いたします。

続きまして、本日の議事についてご説明します。お手元の次第をご覧ください。議事としては、二つございます。

一つ目は、令和2年度事業分の評価対象箇所の検証です。令和2年度に実施した事業のうち、前回の委員会で選定していただきました、評価対象の28ヶ所について、事業評価調書に基づき、事務局からご説明します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、本委員会の議事内容は、県で定める情報提供の推進に関する要綱に基づき、公開対象となっております。あらかじめご了承ください。

議事に移ります前に、オンラインの進め方についてお伝えいたします。事務局からの説明やご自身が発言されるとき以外は音声はミュートでお願いいたします。発言される際は挙手していただき、小南委員長から指名された後、ミュートを解除し、発言をお願いします。発言が終わりましたら、再度ミュートをお願いします。それでは議事に移ります。

今後の進行については、小南委員長にお願いいたします。

(小南委員長)

それではこれから議事を始めさせていただきます。静岡大学の小南です。今日は、議事は先ほどご説明いただいた通りですが、少し挨拶としてお話をさせていただきます。

今ちょうど中国で生物多様性の保全に関して国際的に話し合うCOP15が、開催されております。

今回15回目ということになり、10回目をご存知の方も多いと思いますが、愛知県名古屋市で行われ、地球上の生物多様性を保全するための多くの目標が定められましたが、大変残念なことに今の評価では、多くの目標が達成されていないという状況です。森林についても、国際的な話では、なかなか地球全体で、生物多様性を保全するというのに十分な施策が行われていないという状況で非常に憂いているところで、また新たな目標を設定するということであります。

かなり大きな話になりましたけれども、こういったものは、いきなり地球全体で進むものではなく、地域における積み重ねが、地球全体の環境の保全に繋がっていくということでもあります。この静岡県の森の力再生事業もますます重要性を増していくということになると思います。

今日も対象箇所の検証を行います、多くは人工林であるのですが、人工林も生物多様性に関して大きな役割を担っておりますので、これをきちっと整備するということは、非常に大きな意義があると思います。

今日は、評価対象箇所の検証ということで、各委員の皆様には、こんなことをしたらこんなふうになるのだということ、具体的に見ていただく回といいますか機会になると思いますのでぜひ、どんなことでも結構ですので、よりこの事業が充実するように、活発にご質問ご意見をいただきたいです。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事 1 令和2年度事業分の評価対象箇所の検証について、事務局より説明をお願いいたします。

(刑部 森林計画課森の力再生班長)

森林計画課の刑部と申します。よろしく申し上げます。

令和2年度事業分の評価対象箇所の検証についてご説明します。

評価対象箇所の説明に先立ちまして、森の再生事業について改めてになりますが、簡単に説明させていただきます。左側の図をご覧ください。本事業は、公益性が高いにもかかわらず、社会経済状況の変化により森林所有者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林を対象としています。民間による持続的な管理を開始するために必要な初期整備を本事業で行うことで、森林の有する山地災害の防止や水源の涵養等の公益的機能である「森の力」を回復を図っております。事業の進め方については右側の図をご覧ください。権利者、整備者と県の役割や手続きの流れを図にしております。本事業は、県が発注する形ではなく、森林組合等の整備者からの申請に基づく補助事業となっております。具体的には、森林組合等の「整備者」が森林所有者等である「権利者」と連名で整備計画を策定し「県」へ補助金交付申請書を提出する流れになります。

次に、採択要件について、説明します。はじめに、森の力再生事業の整備者の要件は、県が定める「森林整備工事入札参加資格者」又は、「その他知事が認める団体」となっております。その他知事が認める団体としましては、専門技術者や作業スタッフを一定以上確保することで、建設業者やNPO等も参加が出来るような制度となっております。つぎに、対象森林の要件は右側の絵のように、公益性、困難性、緊急性の3つの要件を満足する荒廃森林で、具体的にはこの表のような基準となっております。また、竹林・広葉樹林再生整備については、公共性として保全対象が県民に供されるまたは広く影響することが要件となります。このような採択要件については、補助金交付申請を受けた後に各農林事務所で実施される審査会において申請毎に確認をしています。

次は補助額についてです。森の力再生事業は、県が毎年設定する作業種ごとの「標準単価」により、積み上げ計算し、その合計額を上限として補助することとしております。なお、実際にかかった費用である実績額が標準単価により算出した額を下回った場合は、実績額を上限としています。下の表は標準単価の例です。例えば環境伐ではスギやヒノキの木を伐採するのに斜面の勾配が35度以上の場合伐採する木の太さに応じて1本あたり430円から620円と単価設定しております。

次は、整備内容と初期整備後の目標についてです。森の力再生事業を実施することで、どのような森林へ誘導するのかを表現したイメージ図をご覧ください。はじめに、人工林再生整備事業の（一般型）について説明します。

一番上の写真のように、間伐が遅れ日光が入らず暗くなったスギ・ヒノキの人工林では、下草が生えず、表土が流出するおそれがあります。このため、40%程度の強度の間伐（環境伐）を行います。

この間伐により、林床に光が当たり下草や広葉樹が自然発生します。スギやヒノキの人工林に広葉樹の中下層木が混ざる森林へ誘導します。次に、中段をご覧ください。人工林再生整備事業の（災害対応型）についてです。写真のように台風等により倒木が発生した森林では、大雨による流出などで被害が拡大するおそれがあります。このため、集団的に発生した倒木を片づけたり、被害が拡大するおそれのある立木を伐採します。これらの初期整備により、林外への流出防止と、広葉樹の自然発生を促し、多様な樹種からなる森林へ誘導します。最後に、竹林・広葉樹林等再生整備事業についてです。一番下の写真のような、長期間放置された竹林は、暗く下層植生や森林土壌が乏しく、周囲の宅地や畑、森林に拡大するおそれがあります。このため、竹を皆伐し、広葉樹の自然発生を促し、多様な樹種からなる森林へ誘導します。

こちらが今年度の、人工林再生整備（一般型）の評価対象箇所一覧です。全部で18件でございます。本日は、各事務所から1件、赤い丸をつけた7件について詳細に説明させていただきます。説明箇所の選定にあたっては面積が大きな箇所5件、単価が高い箇所1件、「その他」と表しておりますが第1回の委員会で追加されました、これまで評価対象にならなかった整備者から1件の計7件です。それでは、7件について、個別調書で説明します。説明の後に質問をいただきましてその後、人工林再生整備（災害対応型）と竹林・広葉樹等再生整備の箇所を説明させていただき流れを進めてまいります。

はじめに、賀茂農林の人工林再生整備（一般型）の整備箇所としまして「No1」の説明をします。個別事業調書は1ページから5ページをご覧ください。所在地は「賀茂郡西伊豆町中」で、整備者は「チーム北見フォレストワーカーズ」です。抽出区分は面積になります。面積は17.37ha、補助金額は1,349万7千円、補助単価はヘクタールあたり約78万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は賀茂郡西伊豆町の南東部に位置し、北西側には仁科川が流れています。右側の詳細図面では整備範囲を水色に図示しておりますが、整備地は4箇所に分かれており、標高は30～300m程度で、北及び東向きの急峻な斜面となっております。作業別事業量につきましては、強度の間伐である環境伐が17.37ha、木製構造物が604m、簡易作業路（50cm程度の歩道の）設置が3,508m、調査計画17.37haです。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

こちらは、整備地の写真です。本整備地は、公益性高いにもかかわらず、写真のように傾斜が35度以上と急なことから、所有者による整備が困難な森林でありました。このため、これまで適切な整備が行われず、下層植生が消滅し、「森の力」の低下している状況であったので、強度の間伐（環境伐）を実施しました。整備前及び整備直後の状況は左側及び中央の写真のとおりです。左側上段の写真をご覧ください。整備前1はスギ、立木密度はヘクタール当たり1,300本、勾配は38度、中央上段の整備前2は樹種はヒノキ、立木密度はヘクタール当たり1,800本、勾配は37度です。伐採率は40%で群状を主として間伐を実施しまして、整備直後の状況が下段の写真のとおりです。また、本年8月に現地調査を実施

したところ。右側の写真のように、間伐の効果として、地面に十分な光が当たっていることと、整備地の一部で下層植生としてカラスザンショウやアカメガシワの発生がみられておりました。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

次は、東部農林の「No6」、個別調書は30から35ページになります。所在地は、「田方郡函南町桑原」で、「株式会社静岡沼林業」が整備しました。抽出区部はその他とありますが、これまで評価対象にならなかった整備者として第1回の委員会で評価対象に追加選定された箇所該当します。面積は7.21ha、補助金額は591万9千円で、補助単価はヘクタールあたり約82万円です。左側の図面をご覧ください、整備地は田方郡函南町の北部の桑原（くわはら）地区に位置し、南側には冷川（ひえかわ）が流れています。また、右側の詳細図面では整備範囲を赤い線で図示しておりますが、標高210～360m程度の南西向斜面です。オレンジ色の線は3m程度の簡易作業路（車道）、緑色の線は列状伐採における伐採の列のおおよその位置を図示しております。作業別事業量につきましては、環境伐が7.21ha、木製構造物が100m、簡易作業路（車道）設置が1,272m、調査計画7.21haです。各作業種の実行経費については下段のとおりです。なお、簡易作業道に係る経費が多いですが、実施要領で定める事業費の40%を超えない範囲となっております。

整備地の写真です。左側及び中央の写真をご覧ください。左側上段の整備前1は樹種がヒノキ、立木密度はヘクタール当たり1,800本、整備前2も樹種はヒノキ、立木密度は1,500本の箇所です。整備前は下層植生が消滅し、「森の力」の低下している状況であったので、列状伐採を主体とした伐採率35%の間伐を実施しました。整備直後は下段の写真のように明るく地表に光が届くようになっております。本整備箇所では簡易作業路を設置し、周囲の伐採木を林外に300立方メートルほど搬出するとともに、一部を木製構造物として利用しております。これは総伐採材積の25%にあたります。左側の写真をご覧ください、本年9月に現地調査を実施したところ。間伐の効果として、地面に十分な光が当たっていることと、整備地の一部で下層植生の発生がみられておりました。また、設置した簡易作業道は適切に管理されておりました。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

次は、富士農林から、「No8」、個別調書は42から47ページになります。所在地は、「富士市南松野」で、「静岡中部林産事業協同組合」が整備しました。抽出区部は面積です。面積は14.74ha、補助金額は1,227万9千円、補助単価はヘクタールあたり約83万円です。左側の図面をご覧ください、本整備地は富士市西部の南松野地区に位置し、北側には新東名高速道路が近接します。また、右側の詳細図面では整備範囲を赤色で図示しておりますが、整備地は標高140～410m程度の北西向斜面の急峻な箇所です。作業別事業量につきましては、環境伐が14.74ha、木製構造物が300m、簡易作業路（歩道）が600m、調査計画14.74haです。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

整備状況です。左側の写真をご覧ください。整備前の状況は左側上段です。樹種はヒノキで立木密度はヘクタール当たり2,500本、林内は暗く、下層植生がほとんど消滅し、「森の力」の低下している状況であったので、群状・列状伐採を主体とした伐採率40%の間伐（環境伐）を実施しました。整備直後の状況は左端の下段の写真のとおりです。中央及び右側の写真をご覧ください。本年8月に現地調査を実施したところ。間伐の効果として、地面に十分な光が当たっており、整備地の一部では下層植生の発生がみられておりました。また、7月から8月にかけて豪雨が続きましたが、下流への土砂の流出はみられませんでした。さらに、波及効果としまして、本事業の話聞いた森林所有者や、整備後の森林を見た周辺の森林所有者から整備を希望する話が出るなど、隣接の森林において、さらなる整備箇所の拡大につながる動きも出ているようです。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

次は、中部農林から、「No 9」、個別調書は 48 から 53 ページになります。所在地は、「静岡市葵区坂ノ上」で、「静岡市森林組合」が整備しました。抽出区部は面積です。面積は 45.72ha、補助金額は 4,042 万 2 千円です。補助単価はヘクタール当たり約 89 万円です。左側の図面をご覧ください。本整備地は静岡市の旧大川地区と旧清沢地区の境にあたります。右側の詳細図面では整備範囲 45.72ha を赤色で図示しておりますが、整備地は標高 300m から 800m 程度の急峻な北向きの斜面です。作業別事業量につきましては、環境伐が 45.72ha、木製構造物が 500m、簡易作業路が 5,809m です。内訳は車道 2,809m と歩道 3,000m です。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

本整備地は、急傾斜で林道から当該森林にアプローチする作業道がないため、所有者による整備が困難な森林でありました。整備前及び整備直後の状況は左側及び中央の写真のとおりです。上段の写真をご覧ください、整備前 1、2 はともに樹種はヒノキで、左上の整備前 1 の立木密度はヘクタール当たり 3,300 本、中央上段の整備前 2 の箇所は 3,700 本と植栽後ほとんど手入れがされていない状況で、下層植生が消滅するおそれがあり、「森の力」の低下している状況であったので、群状伐採を主体とした概ね 40% の強度の間伐を実施しました。整備後の状況が下段の写真のとおりです。整備前に比べ明るくなっていることがわかります。右側の写真をご覧ください。本年 7 月に現地調査を実施したところ。間伐の効果として、地面に十分な光が当たっておりまして。さらに、開設した簡易作業路は、設置した横断排水溝が機能し、目立った洗堀はありませんでした。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

次は、志太榛原農林から、「No14」、個別調書は 76 から 80 ページになります。所在地は、「島田市落合」で、「特定非営利活動団体里山どんぐりの会」が整備しました。抽出区部は単価です。面積は 1.19ha、補助金額は 162 万 5 千円です。ヘクタール当たりの単価は約 137 万で最も単価が高い箇所として選定されました。左側の図をご覧ください。本整備地は島田市の南部の落合地区に位置し、施工地西側にはバラの丘公園、東側には野田城址が位置します。右側の詳細図面では整備範囲を黒色の破線で図示しておりますが、整備地の標高 100~200m 程度の急峻な北西向斜面です。作業別事業量につきましては、環境伐が 1.19ha、木製構造物が 200m、簡易作業路（50cm 程度の歩道の）設置が 850m、調査計画 1.19ha です。各作業種の実行経費については下段のとおりです。補助単価が高くなっている原因としましては、整備者である里山どんぐりの会は森林整備を行う地元有志の組織する団体であり、林業を本業とする事業体ではありません。また、メンバーが高齢であるため、作業の安全性の確保が課題となっております。このため、労働強度の低減と急傾斜における作業の安全性の確保のため、伐採作業に先立ち、「歩道」を丁寧に設置しております。このような整備手法で里山どんぐりの会は毎年 1ha 程度の整備を継続していただいております。平成 30 年度の現地調査でも、近接した箇所の整備内容を確認をいただいております。

左側の写真をご覧ください。上段は整備前の写真です。樹種はヒノキ、立木密度はヘクタール当たり 1,900 本、平均勾配は 36 度です。下層植生が消滅し、「森の力」の低下している状況であったので、群状伐採を主体とした伐採率は 40% の間伐を実施しました。整備後の状況が左端の下段の写真のとおりです。中央及び右側の写真をご覧ください。本年 7 月に現地調査を実施したところ。間伐の効果として、地面に十分な光が当たっていることと、整備地の一部で下層植生の発生がみられておりました。また、簡易作業路は適切に管理されておりました。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。本整備地を活用し、秋の森づくり県民大作戦の開催が予定されておりまして、今週末の 10 月 17 日（日曜日）に親子 45 人程度の参加により今回説明しました、昨年度整備した森林の散策やクラフトづくり等の体験イベント実施いたします。その様子につきましては、動画を撮影いたしますので、後日、報告できるかと思っております。

次は、中遠農林から、「No15」、個別調書は 81 から 85 ページになります。所在地は、「周智郡森町問詰」で、「森町森林組合」が整備しました。抽出区部は面積です。整備面積は 78.96ha、補助金額は 4,880 万 2 千円です。ヘクタール当たりの単価は約 62 万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は、周智郡森町の北部、「問詰」、「鍛冶島」（かじしま）で整備地のさらに上流には太田川ダムが位置します。右側の詳細図面に 78.96ha の範囲を赤線で図示しております。整備地は標高 200～300m 程度の西向斜面の急峻な箇所です。作業別事業量につきましては、環境伐が 78.96ha、木製構造物が 300m、調査計画 78.96ha です。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

この森林も下層植生が消滅し、「森の力」の低下している状況であったので、群状伐採を主体とした伐採率 40% の強度の間伐を実施しました。整備前及び整備直後の状況は左側及び中央の 2 組の写真のとおりです。上段の写真をご覧ください。整備前 1 は樹種ヒノキ、立木密度はヘクタール当たり 3,000 本、整備前 2 はスギとヒノキ、立木密度は 1,900 本で勾配が 35 度を超え、林内は暗く、下層植生が消滅して荒廃した森林でしたが、下段の整備直後は林内が明るくなっていることが分かります。また、本年 9 月に現地調査を実施したところ。右側の写真のように、間伐の効果として、地面に十分な光が当たっていることと、整備地の一部で下層植生の発生がみられておりました。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

人工林再生整備（一般型）の最後は、西部農林から、「No17」、個別調書は 92 から 97 ページになります。所在地は、「浜松市天竜区春野町宮川」で、「春野森林組合」が整備しました。抽出区部は面積です。整備面積は 42.14ha、補助金額は 2,946 万 1 千円です。ヘクタール当たりの単価は 70 万円程度です。左側の図をご覧ください。本整備地は浜松市天竜区春野町の宮川地区に位置します。右側の詳細図面をご覧ください、整備地は林道阿字山線（あじやません）の沿線であり、気田川の支流早川沢の上流に位置します。また、整備地の標高は 500m 程度の南西向斜面の急峻な箇所です。作業別事業量につきましては、環境伐が 42.14ha、簡易作業道が 3,441m、内訳は車道の改良が 3,192m、開設が 249m です、調査計画 42.14ha です。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

下層植生が消滅し、「森の力」が低下している状況であったので、群状・列状伐採を主体とした伐採率 45% の強度の間伐を実施しました。整備前及び整備直後の状況は左側及び中央の 2 組の写真のとおりです。左及び中央上段の写真をご覧ください。整備前 1 は樹種スギ、立木密度はヘクタール当たり 2,100 本、勾配は 36 度、整備前 2 もスギ、立木密度は 2,600 本で勾配が 44 度と急傾斜で林内は暗く、下層植生が消滅して荒廃した森林でしたが、下段の整備直後は林内が明るくなっていることが分かります。また、本年 7 月に現地調査を実施したところ。右側の写真のように、間伐の効果として、地面に十分な光が当たっていることと、開設した作業道は適切に管理されておりました。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。人工林再生整備事業（一般型）の説明は、以上です。今説明させていただきました 7 箇所とあわせて、そのほかの箇所についても御質問等ありましたらお願いいたします。質問をいただいた後に災害対応型と竹林・広葉樹の箇所を説明させていただきます。

（小南委員長）

はい、ありがとうございました。まずは人工林再整備の 7 ヶ所についての説明をいただきました。最後に、説明が出ましたようにそれ以外の箇所についても資料にあります。

何かお聞きになりたいことがあればその説明があった以外の場所についても、ご質問等お願いいたします。

それではただいまの質問、説明についてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ倉田委員お願いします。

(倉田委員)

はい。二つ、確認です。1点目は、例えば静沼林業という事業者の説明で、事業評価調書をみると300m<sup>3</sup>搬出したと記載されていますが、前回、私がご意見させていただいたときに、パンフレットにある、木造住宅とか、建物に使うとしたら何棟分ですよという例について、間伐したものは斜面で土留に使うことが多く、搬出しての利用がなかなか難しいという話で、建物に使うという表現はちょっと違うんじゃないかという話をさせていただいたと思います。

それに絡んで、静沼林業で300m<sup>3</sup>で、静岡市坂ノ上の整備地では、824m<sup>3</sup>搬出しているんですよね。それ以外、ここに作業道を利用して施業地範囲外の利用間伐を実施したと書いてあり、そのあとに926m<sup>3</sup>搬出とありまして、この報告書では、この環境がこう回復しました、これが再生しましたということが書かれているだけで、搬出先の追跡調査はされていないのかなと思ったんですよ。というのも、私も木工関係の人間なので、この立米数って、相当な数量なんですよ。926m<sup>3</sup>とか、300m<sup>3</sup>にしてもそうなんですけど、相当な量なので、それは再利用されないというか、ほとんど使い物にならないって本当なのかな、と。

わざわざ作業用の車道を2,800mつけて、搬出するということは、やはり、その間伐した材に価値があるから搬出されたのでは。以前お話しましたがこの補助金が、例えば、材が売れた場合に補助金と相殺されないってことはおっしゃってたんですけど、その辺の補助金との絡みというか、その辺がちょっと明確でないと、やはり公平に皆さん税金がかかっているわけで、最後にどういう使い方をしたのかというのは、しっかり追跡して、発表するべきじゃないかなと思ったものですから、それが一つです。

もう1点は、先ほど、事業地域を選定するにあたり、車道とか索道じゃないですけど切り出しが難しいところがあるので、普通の車道から何m以上離れたところじゃないと補助金出しませんよっていう選定条件ってというのが、一番最初に話あったと思います。

そうしますと報告書の中に、富士宮の現場かな、歩道や車道の申請がゼロなんですけど、何百m<sup>3</sup>搬出してる事業者さんがあり、その場合だと、車両や歩道を整備しなくても、搬出できる道路が近くにあったのかなと思ったものですから、その点についても、お聞きしたいと思います。

その選定の条件に本当に合ってたのかどうか、その2点をお願いしたいと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではまず一つ目の質問、一つ一つで回答いただきたいと思うので、まず1点目へのご質問ですね、搬出された木材を追跡しているか、どういう使い方をしているかということですね、事務局の方どなたかご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

森林計画課の刑部です。

木材の使用量や搬出量の追跡ですけども、整備者の皆様から市場等に搬出した材積については、その確認をさせていただいております。それ以上先、どんな使い方されてるかについては、確認しておりません。

また前にも説明したように、森の力再生事業の整備は、伐採するところまでで搬出してトラックに乗せて市場に運ぶというところは、事業の対象外として、整備者と森林所有者との間で行われてると整理しております。

(小南委員長)

という回答ですけども、いかがでしょうか。

(倉田委員)

そうしますと、何かいろいろ矛盾するような気がするんですけど、パンフレットにですね、例えば住宅として換算すると、このぐらいとか、こういうふうにご子供たちのおもちゃになりましたとかバイオ熱燃料になりましたとか、何かいろいろなことを説明の上でですね、書かれている。

パンフレットにそう書かれるのであれば、というとおかしいんですけど、確かに補助金としては伐採するところまでかもしれないですけど、やっぱり搬出された木がどういう使われ方をしたのかが見えた方が、県民の、私もですね税金払ってる身としましては、その行方が分かった方がいい。例えば何かのノベルティ、県のこういうノベルティになってるよとか。

全部が全部しっかり報告書として出さなきゃいけないというわけではないが、先ほど言ったように、900㎡と300㎡というのはものすごい量ですよ。

木材としてもうほとんど使われないようなものが多いとお話があったんですけど、実際には市場に出てるものがあり、市場に出てるということは、材料として販売できるものも結構搬出されてるのかなっていう話にもなるものですから、もともとの森の力再生事業目的と合ってるのかどうか。

森は木が植えられて育って、伐られて、環境が良くなって、その木が伐られたけど何になったのかなっていうのは、やっぱり当然ちょっとこう、結果としては知りたいのかなっていうところが、正直なところなんですけど。

事業者さんに、この間のこの木はどういうふうな使われ方をしているか、多少インタビューできるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

(小南委員長)

はい。これまでも何か全部は追跡してないと思うのですが、いくつかこういうふうに使われたっていう事例がこの委員会の中で、過去にも紹介されたことありました。

現状どうなって、そういった方向どうなっていますでしょうか。ご回答お願いします。

(刑部 森の力再生班長)

市場に搬出されたものは地元の製材業者さんが市場でご購入いただいて、住宅用の資材とかに製材されて使われるというのが流れになるかと思います。

また、県内には合板工場もございまして若干曲がったような木については、合板に加工して使われるということもあるのかなと思います。また、全体の量としましては、伐採した材積のうち、搬出できたものは4%程度に当たります。

また現場のうち、搬出できた場所は、2割程度となりまして、全体としてはやっぱり厳しいところが多いものですから、搬出できる場所はその程度で、少ないというのが現状です。

(小南委員長)

はい。倉田委員いかがでしょうか。

(倉田委員)

何となくちょっとまだ腑に落ちないところありますけど。わかりました。はい。

(小南委員長)

よろしいですか。疑問はなるべく徹底的に解消された方がよろしいかと。

(倉田委員)

全体の何%とかがおっしゃってるんですけど、900㎡は実際目の前にしたらすごい量だと思うんです

ね。その行方がわからないというか、市場に出したからその先まではわからないよとか住宅に出して使われてると思いますみたいな、そういう曖昧な結果報告でいいのかどうかというのも、税金払っている身としましては、何となくやっぱ納得できないなと思います。

(小南委員長)

はい。これもっともな疑問だと思いますが、もともとなかなか整備が行き届いていない森林を対象としてやっておりますので、割合としては、あまり利用できないものが多く、それで、実際に市場に出して売れる割合はそんなに高くないというのは先ほどのご説明と通りだと思います。

中には、絶対量としてかなり多くのものが出ているというケースもありますので、割合としては少ないのかもしれないけども、今後、今日ご指摘いただいたような、量としてはかなりの量を出しているという、いくつかのケースについては、聞き取りなどをしていただくというような対応をお願いしますでしょうか。

ご回答よろしくお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

森林計画課の刑部です。整備者も市場に出した後、その材がどこに売れたかをどこまで把握しているかわかりませんが、聞き取りのできる範囲で報告いたします。

(小南委員長)

はい、わかりました。そういうことでできるだけ量をたくさん出しているところに関しては聞き取りでよろしいかなと思いますので、少しお調べいただいて、またご説明いただきたいと思います。

倉田委員、そのような対応をお願いしますということでよろしいでしょうか。

(倉田委員)

はい。お願いします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは他にご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(刑部 森の力再生班長)

森林計画課ですが、よろしいですか。

倉田委員から質問をいただきました二つ目の道から近いというお話に回答します。

(小南委員長)

すみません、今の質問に熱が入ってしまいました。大変失礼しました。

林道から距離に関して選定基準を満たしているかという質問について、報告書の番号でいうと何番になるのでしょうか。

(倉田委員)

さっき見てて見失ってしまったんですけど。

(小南委員長)

事務局の方で、何番かわかりませんかでしょうか。

(刑部 森の力再生班長)  
富士宮市の現場が無くてですね・・・。

(倉田委員)  
ごめんなさい、富士山の近くだという気がしたんですけど。

(刑部 森の力再生班長)  
42ページに富士市南松野というところがありますが。

(倉田委員)  
そうですね。通常だったら伐採木の搬出が困難なところを補助金で対処されるはずなんですけど、車道の申請がないのに、確か搬出量が300㎡ぐらいあったところがあったと思うんですよね。それはもともとの、最初の選定基準と合ってるのかしらっていうのがちょっと素朴な疑問なんですけど。

(刑部 森の力再生班長)  
森林計画課ですけどもよろしいですか。先ほど困難性を説明する際に、道から200m離れていることと、35度以上の急傾斜地という基準を示しましたが、これ両方満足するのではなくて、どちらかを満足すれば採択できるという、そういう形になっております。  
です。道から近くても、35度以上の急傾斜地であれば、事業実施ができますので、既設の、例えば県道とか町道とかが近くにありまして、そういったところを使っての木材の搬出っていうのは、作業道を新たに開設しなくても、実施ができる可能性もあります。  
そういったところから作業道の開設がないところで、木材の搬出ができたっていうものがあるのかなと思います。

(小南委員長)  
はい、ありがとうございます。  
条件は両方、「かつ」ではなくて「または」ということで、作業道から離れてなくても急傾斜でもやはり作業が困難なので、条件に合うというご説明でしたが、いかがでしょうか。  
倉田委員いかがでしょうか。

(倉田委員)  
そうだったんですね。いや、今までのイメージだと、山奥で本当に手が入らないような難しいところを整備していくっていうのが目的だっておっしゃってたので、今の車道から近いっていうのは、そういう選定から外れる、は、まあちょっとおかしいですけど、さっきのその条件はかつではなく、どれも条件に合っていないと駄目なのかなって思ってたものですから、これまで。はい、失礼しました。

(小南委員長)  
どれか一つに当てはまるということのようですね、今日の説明したところも35度を超えるようなところもあります。  
35度を超えると、イメージとしてはもうかなりの急斜面、崖に近いような、急斜面になりますので、道から近いといってもなかなか作業が難しいということは、理解できる話だと思います。  
この件に関して事務局の方から、さらに補足等ありますか。よろしいですか、ありがとうございました。  
大変失礼しました。これで二つの質問についてご回答いただきました。

では他に質問ありましたらよろしくお願ひします。どんなことでもどうぞお願ひします。  
檜本委員。

(檜本委員)

はい、檜本です。

全体、今ご説明いただいた最初のだけじゃなくて後にも関係するのかもしれないんですけども、申請の時に10年間の適切な管理を含めて申請するということですよ。

具体的にはどのような内容で申請されてるのか、いただてる報告書の中にあまり書かれてるところがないので、どういう形になってるのかを教えていただきたい。また、先ほど倉田委員の方からも指摘があったようにその林業経営との境というのが非常に曖昧なところがあり、かなりの木材を搬出するという、現時点では、せっかくだから使ってもらうのはいいと思うんですが、林業経営として行っていて、10年経ったら、また林業としてやりますよ、というようなことも、抜け道としては、あるというようなことになるんですかね。何かその10年間の適切な管理ということが申請の内容の一つにあると思うんですけど、その辺の具体的な内容だとか、どんなことが書かれてるのかを教えていただければと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。それではまず1点目の、10年間の管理が事業者によってどのように行われるか、またそれをどういうふうに見ていくかということについてご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

森林計画課の刑部です、よろしくお願ひします。

10年間の管理につきましては、整備者と権利者と県で、10年間の協定書を結びます。その中で適切な管理をしてくださいというのが、協定書に書かれています。具体的な内容については、整備計画書を場所ごとに作成するんですが、その中に記載がされており、例えば台風等の被害があった場合に見回りして報告するとか、年に1回ぐらい、整備した範囲を見回りするなどです。

例えば手入れが必要な場合は何年後かに、間伐等の整備をしますよというようなことが、申請の際に、農林事務所の方に提出されて、それを審査するっていう形になります。

また10年経過した後どうなるかというお話もございましたが、森の力再生事業は初期整備を10分の10の補助金でお手伝いするというような制度設計になっておりますので、10年経過した後は整備者と所有者で、森林整備を進めていっていただきたいというふうに考えておるような次第です。

以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

まず1点目の質問、10年間の整備、またそれをどうチェックしていくのかについては、ご回答いただきましたが、1点目について、檜本委員、今のご回答でいかがでしょうか。

(檜本委員)

はい。まあ、了解しましたけど現状を見ていくということで、ここ難しいところだと思うんですけど、広葉樹との混交林に向けて、何かを積極的にやっていくというようなことではないということ。もう一つの方は、10年経ったらまた、所有者等の意思があれば、林業経営として、森林経営をしてもいいというのは変ですけど、ということもあり得るということですね。

(小南委員長)

はい。これはかなり前ですね。事業が始まってすぐ、私が委員に参加させていただいて2、3年目の頃にも、議論があった内容だと思います。まず事務局の方から2番目のそういう林業経営等との関係といえますか、経営意欲がなくなった森林を対象に事業をすることによって、所有者がそのあと活発に林業経営を再開されるということも多々あるのかなと思いますが、それについての考え方を事務局の方からご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

木材生産を通じた森林整備っていうのもございますので、例えばですけども、今回の森の力再生事業で、作業道を開設したような場所の周辺については、今後、木材生産を通じた森林整備ができる環境が少しできたのかなというふうに考えております。

すべての箇所、木材生産に繋がる森林整備が今後できると考えておりませんが、環境がいい場所もしくは奥地に行く手前の、条件がそろったところについては、木材生産を通じた森林整備っていうところも十分できる可能性もあるのかなというふうに思っております。

(小南委員長)

おそらくご質問は、この整備を通じて、多分倉田委員のご質問とも関係するところがあると思いますが、この整備を通じて人工林がいい状態になり、これにより林業が生業として再開されるということに対して、この事業との関わりはどうかという質問ではないかなと思います。

事業の根本的なところに関わるご質問かなと思いますが、事務局の方、どなたかお願いできますでしょうか。

(小池 森林計画課長)

森林計画課長の小池といいます。本日はよろしくお願いたします。

そうですね10年後ということですので、それまでは協定に基づいて、関係者の皆さんで管理していただくというのがまず基本となります。それからですね、あとは10年経った段階ですね、木材を搬出するための大きな道、林道と言われますけど、例えば、林道なんか延びて、こちらの整備地の近くまで来るといような、その地の利そのものが変わる場合もあるかと思っております。

それからまた、我々今林業のイノベーションということで木材生産に関しては、先端技術を活用して、林業を何とか成り立つように頑張っていこうということでいろんな取り組みをしています。

そういう意味で技術の進歩という部分もあるかと思っておりますので、そういう中で林業経営のための条件というのが変わる部分もあるかもしれませんので、ここを見据えてですね、その時点で、所有者の皆さん、或いは整備者の皆さんが、その時点でまた判断していただく部分もあるのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

(小南委員長)

榎本委員いかがでしょうか。

(榎本委員)

はい、おっしゃることは理解できます。

委員長もさっき言われたように、おそらく、倉田委員も言われたように、かなりそのグレーなところがあるんだと思うんですね。全体で見たら、木材搬出してるのは、切ったものの4%とはいえ、知恵があるという変ですけども、やっぱり、通常の林業での補助金と比べれば、補助率に違いがあって、

こっちでやった方が有利かなと思ってこれを利用される方もいると思うんですね。そういう人と他のところの不公平感とか、そういうのが、あってはいけないのかなというのが、気になることです。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

この事業、非常にたくさんの箇所をやって、随分昔に、今のようなお話があった時に、たくさんの箇所をやっていくと。その箇所が整備後どういうふうになるかはなかなか一律には語れなくて、ある場所では、所有者さんがまたやる気を出して木材生産の人工林として、生業として運用される場合もあるし、そのまま針広混交林化する場合もあるだろうし、いろんなケースが想定されますが、とにかく未整備、要するに放置されて未整備で荒れた状態の森林をなくすということがとりあえず大切なことです。ですので、整備した後のケースについてはいろいろ考えられますというような考え方だったと思いますが、私がお答えしてはいけませんので、もう一度事務局の方からですね、まとめて整理してお答えしていただければと思います。

(小池 森林計画課長)

森林計画課小池です。そうですね。

先ほど担当の方からも、お話した通り、基本的には初期部分の整備というところですよ。森の力の回復、森林の公益機能の回復がまず大事だということでやらせていただいているというのが、第1期、第2期通して実施しておりますので、すみません、その10年後の部分は今おっしゃられたとおりであるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

とにかく放置されて、管理が十分されなくて荒れた森林をなくすということがまず第1の目的ですね。整備後の利用のされ方についてはお2人の委員からご指摘いただいたようにいろいろ課題もありますが、まずはその第1の目的は荒れたところをまず何とかしなければいけないということであるのかなと思います。

そういった考えに基づいてると思いますが、檜本委員、いかがでしょうか。

(檜本委員)

私も皆さんと比べると後からきてるので、あれなんですけど、そうすると多くの県民とかの方もそうだと思うんですけども、一番最初に説明していただいたことやパンフレットは、あまりそのような書き方になっていないかなと思います。

最終的に手を入れるのが困難なところ、林業経営、木材生産を放棄してどちらかという自然の山に返していきましようというふうに私は、読めたんですね。

なので今おっしゃられたような形に、書き換える方が私はいいんじゃないかなというふうに思うんですがその点いかがですか。この議論は今までなかったでしょうか。

(小南委員長)

はい、わかりました。

そういったような点については、今後は広報の方の話になると思います。

いろいろ疑問などが生じないように広報の方で工夫していただくということではいかがでしょうか。事務局の方お願いします。

(小池 森林計画課長)

はい、ありがとうございます。

そうですねパンフレットの方はですね、ちょっとずっと長く使ってるものですから、少し内容に見直しが必要かどうかというあたりは、またちょっと中で検討を進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

(小南委員長)

はい、そうですね。この委員会もメンバーが変わってきていますので、このような新しい意見も出てきます。ごもっともなご意見だと思いますので、特に県民への説明、広報という点で、より理解が得られるように引き続きよろしくお願ひしたいと思います。前半の部分のご質問ありましたら、後でもお受けしますので、一旦説明に戻っていただき、後半部分の災害対応型、竹林広葉樹林の箇所についての説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

はい。森林計画課の刑部です。また画面の方で説明させていただきます。それでは始めます。

人工林再整備の災害対応型は、4件が対象となっております。

こちらからは、単価が最も高いNo19と、中部電力と連携して停電防止のための予防伐採の取り組みを行ったNo21の2件を説明させていただきます。

はじめに、単価が最も高い箇所として賀茂農林の、「No19」、個別調書は104から109ページになります。所在地は、「下田市宇土金」（うどがね）で、「株式会社いなずさ林業」が整備しました。整備面積は0.25ha、参考まで、人工林再生整備の一般型においては1申請の規模は1.0ha以上ですが、災害対応型と竹林・広葉樹等整備事業は0.1ha以上から申請が可能としております。補助金額は168万8千円です。ヘクタール当たりの単価は約675万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は下田市北側に位置し、令和元年度9月の台風15号による風倒木被害地です。右側の詳細図面では整備範囲を緑色で図示しておりますが、整備地は東側に2級河川の稲生沢川（いのうざわがわ）が流れており、標高70m程度の北東向きの急傾斜地です。作業別事業量につきましては、倒木等処理が0.25ha、簡易作業道（車道）が200m、調査計画0.25haです。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

左上の写真をご覧ください。整備前は令和元年度9月の台風15号による被害を受け集団的に倒木が発生し倒木が地面を覆っている状況でした。この箇所は斜面の下部に2級河川稲生沢川が位置しており、被害の拡大を防止するためにも緊急に対応する必要があったことから倒木の処理を実施し整備直後の状況は左下の写真のとおりです。勾配が42度ほどの急斜面で、作業道を利用して運び出せた丸太以外は、現地の木を杭として打ち込み、固定することで落下を防止しております。また、本年8月末に現地調査を実施したところ。右側の写真のように、風倒木地周辺で新たな倒木被害の発生はみられず、集積した丸太は安定しておりました。また、倒木を処理した後は多様な広葉樹の自然発生を期待しているのですが、右側の写真のように、草本が覆いはじめておりました。さらに、設置した簡易作業道も雨水等による被害は発生しておりませんでした。以上から、「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

災害対応型の2件目は中遠農林から「No21」、個別調書は116から120ページになります。所在地は、「磐田市神増」ほかで、「天竜森林組合」が整備しました。整備面積は2.10ha、補助金額は602万5千円です。ヘクタール当たりの単価は約287万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は磐田市内の2箇所に分かれておまして、磐田市神増は磐田市北部に位置し、県道44号県道磐田天竜線沿いの浜北大橋へつながらる道との交差点付近に位置する標高20mから40m程度の西向き斜面です。もう1箇所は、

磐田市の大平（おいだいら）で磐田市北部の旧豊岡村の敷地川の上流域に位置し、県道 283 号県道横川磐田線沿いの、標高 100m から 200m 程度の南東向き斜面となります。この 2 箇所は県西部地区で大規模停電を発生させた、平成 30 年 10 月 1 日の台風 24 号による風倒被害地になります。作業別事業量につきましては、倒木等処理が 2.1ha、木製構造物が 41m、簡易作業道が 348m、調査計画 2.1ha、その他として PR 用の看板を 1 基設置しております。各作業種の実行経費については下段のとおりです。左側及び中央上段の整備前の 2 枚の写真をご覧ください。平成 30 年の台風 24 号による被害を受けた状況で集団に倒木が発生した状況です。また、整備直後の状況は下の写真のように、台風による傾倒木の片づけを実施しました。大平地区は急峻で作業道の設置が困難であったため倒木の搬出は不可能であり、林内で等高線状に並べて安定をさせました。一方、神増については地形条件がよく、作業道の開設が可能であったため、林業用機械を使用しての搬出による倒木の処理を実施しております。また、この神増地区は事業 PR 用の看板を設置するとともに、右下の写真のように、本年 5 月 16 日に、地元の団体の主催により、磐田市長や県議、地元の子供など総勢 56 名の参加し、クヌギやイロハモミジ、ヤマザクラなどの落葉性の広葉樹 100 本を植栽するイベントが開催されました。来年度以降も同様な植栽イベントが継続される予定となっております。

また、この磐田市の整備では森の力再生事業の実施にあわせまして、中部電力パワーグリッド株式会社と協働して停電防止のための予防伐採を実施しました。昨年度、同様の取組を下田市、函南町、富士宮市、磐田市の計 4 件実施いたしました。そのうちの 1 件です。写真はそれぞれ神増と大平の状況ですが、道路側から、電線付近の中部電力による伐採とその背後の森の力再生事業による倒木の処理の状況がわかるように整備前後で撮影しました。この場所では、右側のイメージ図のように、電力事業者による倒木の恐れのある電線付近の立木の伐採と森の力再生事業による倒木の処理をそれぞれ範囲を分担し調整のうえ同時期に実施した事例となります。

竹林・広葉樹等再生整備は、6 件が対象となっております。このうち、抽出視点その他を含む赤丸の箇所 3 件について説明させていただきます。

竹林・広葉樹の 1 件目は、東部農林から、こちらも予防伐採を実施した「No23」、個別調書は 127 から 132 ページになります。所在地は、「田方郡函南町平井」で、「カートランスアクト有限会社が整備しました。抽出区部は面積です。面積は 10.87ha、補助金額は 1,712 万 6 千円で、ヘクタール当たりの単価は約 158 万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は田方郡函南町の北部の平井地区に位置し、南側には県道 11 号、熱函道路が位置しています。また、右側の詳細図面では整備地は赤枠で示しておりますが、整備地は標高 50～250m 程度の西向斜面の急峻な箇所です。作業別事業量につきましては、下段の表のとおりで、スギヒノキの伐採である環境伐が 4.35ha、広葉樹の伐採を実施した整理伐が 6.52ha、調査計画が 10.87ha です。各作業種の実行経費については下段のとおりです。

次が、整備地の状況写真です。左側が整理伐として広葉樹の伐採を実施した箇所です。こちらについては県道 11 号（熱函道路）に面しており、東京電力パワーグリッド株式会社が管理する電線が林縁に位置している箇所があったことから、東京電力パワーグリッド株式会社と連携した予防伐採を実施した箇所です。中央の写真は整備範囲のうち、スギ・ヒノキ林の整備を実施した箇所の状況になります。

こちらのスライドでは、東京電力パワーグリッド株式会社と連携した停電防止のための予防伐採を紹介いたします。東京電力パワーグリッド株式会社は令和元年の台風 19 号で広範囲に停電が発生したため、停電を引き起こす可能性がある電線沿いの木の枝を事前に伐採する、保安伐採をすすめております。このため、この現場においては、森の力再生事業による伐採作業に先立って、電力事業者と連携し、右側のイメージ図のように東京電力が電線付近の枝を、ここでは黄色の範囲になりますが保安伐採により事

前に枝を落とします。それにより、森の力再生事業で整備者が立木を伐採する際に電線を切断する危険性がすくなくなり、安全で効率的な作業が実施できるということになります。東京電力とは同様な協働による予防伐採を昨年度3件実施しました。

竹林・広葉樹の2件目は竹林整備の事例として、東部農林から、「No24」、個別調書は133から138ページになります。所在地は、「伊豆の国市南江間」で、「有限会社鈴木造園」が整備しました。抽出区部はその他でこれまで、評価対象にならなかった整備者による整備です。面積は1.67ha、補助金額は621万7千円で、ヘクタール当たりの単価は約372万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は伊豆の国市の東部の南江間地区に位置し、整備箇所の西側には国道136号線が南北に走っております。右側の詳細図面では整備は赤色で示しておりますが、標高30～70m程度の西向斜面の急峻な箇所です。作業別事業量につきましては、下段の表のとおりで、竹林の皆伐である整理伐が1.67ha、調査計画が同じく1.67haです。また、各作業種の実行経費については下段のとおりです。

次が、整備地の状況写真です。左側及び中央の上下が竹林の整備箇所です。マダケやモウソウチクがヘクタール1万6千本以上と密生し、下層植生は消滅していたことから、多様な広葉樹林へ樹種転換を図るようタケを皆伐をしました。右側は本年9月の整備箇所の状況です。すでに下草の発生は見られませんが、若竹刈りや竹の枯殺処理など、適切な管理により竹の発生は抑えられております。また、下流への土砂などの流出もみられませんでした。「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。

竹林・広葉樹林等整備の最後は、中部農林から、「No26」、個別調書は145から150ページになります。所在地は、「静岡市清水区小河内」で、「株式会社小沼木材緑化」が整備しました。抽出区部は面積です。面積は1.07ha、補助金額は151万2千円です。ヘクタール当たりの単価は約141万円です。左側の図をご覧ください。本整備地は静岡市清水区小河内地区にあり、新東名高速道路の南側、国道52号に接続する市道、小河内中一色線近くの集落沿いの標高100m程度の西向き斜面です。また、整備地は2級河川中一色（なかいっしき）川に面しており、この2級河川が保全対象であります。右側の詳細図面をご覧ください、緑色が竹林の皆伐を実施した範囲0.26haで黄色がスギ・ヒノキの間伐を実施した0.81haを示しています。作業別事業量の実行経費については下段のとおりです。

次が、整備地の状況写真です。左側が竹林の整備箇所です。これまで適切な整備が行われず、モウソウチクがヘクタール1万本以上と密生し、下層植生は消滅していたことから、多様な広葉樹林へ樹種転換を図るよう竹林を皆伐をしました。左側の上段と下段が整備前と整備直後の状況写真です。また、竹林の周囲にスギ・ヒノキの人工林が位置していることから、中央の下段はスギヒノキ林の間伐を実施した箇所の状況です。そして、右側の2枚の写真は本年8月の状況であり、下草の発生がすでに見られませんが、適切な管理により竹の発生は抑えられております。したがって「総合的評価」としましては、事業目的に合致し、森の力の回復が期待できると判断しております。また、この箇所は11月に開催を予定しております現地調査にて現地を調査を実施していただく予定です。以上で本日説明を予定しておりました評価対象箇所の説明を終わります。

（小南委員長）

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただいた災害対応型、竹林広葉樹林等再生整備の箇所、説明されなかった資料の内容、それから前半の方も含めていただいて結構ですので、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

木村委員お願いします。

(木村委員)

質問なのですが、災害地区など、予防伐採ということで、今回電力会社と一緒にあって、実施をしているところがあると思うんですが、電力会社がやったところというのは、今回のこの事業費の中には入っていないんですよね？

ちょっとわからなかったのが、全体の事業費の中で、補助金に何が含まれて、何が補助金の対象になってないのかということ。ぱっと見ると全体の事業費と補助金額との差が大体二、三十万ぐらいあり、東京電力と一緒にやった箇所は、ページで言うと111ページのところは、差額が120何万だと思うんです。

で、補助金の対象になるものならないものというのと、今回その予防伐採とかで、電力会社とかと共同でやったところが、どういう経費になってるのかなというのをちょっと知りたいなと思って、教えていただけたら。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは事務局の方ご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

先ほど説明させていたように、磐田市神増の現場においては、私たちの言う森の力再生事業と、電力事業者さんがやる伐採等は、範囲を分けて実施しておりますので、森の力再生事業の中に、伐採経費は入っていないという整理になっています。

また東京電力パワーグリッド株式会社と一緒にやった事例については、東京電力パワーグリッド株式会社が枝を落とすっていう作業をした後に私たちがもともと伐ろうと思っていた木を伐るという、そういう連携の仕方ですので、これについても、お金としては分けられているという、そんな整理になっています。

最後に実行経費と補助金額に差が生じているという部分ですけども、ルールとしまして、補助金の場合には整備者が払った消費税が控除されるというルールがございますので、実行経費そのものを補助してしまうと、後で過剰に払ってしまうことになる。それと、私どもが実際積算しまして、標準単価から求めたものと、実行経費との差ができた場合は、標準単価をもとに、支払いをしていますので、そこに差が生じる可能性がございます。

以上です。

(木村委員)

はい、わかりました。

(小南委員長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

電力会社は、直接送電線に関わる部分しかやらないということだと思うので、それ以外の部分はこちらの事業でやるという、そういうすみ分けがあるというご説明であったと思います。

それでは他にご意見ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。井上委員をお願いします。

(井上委員)

井上です。

今年から参加させていただいておりまして、本日はすごく効果がわかりやすい説明をしていただきありがとうございました。

その中で倉田さんや檜本先生のおっしゃるような、疑問点も少しは感じてはいたんですけども、先

ほど磐田市で植樹をされたりとか、NPOの方で親子の見学会等の中で、こういう取り組みをしていただくために、環境教育的なことがかなり、いいんだろうなというふう感じておりました、わかる範囲で、もし他にもこういう啓発的な、実際の現地を使って啓発をされてる事例がどのぐらいあるのかということをお教えいただきたい。また、PR看板等は費用の中に入ってるんですけども、そういう教育的なイベントをやられた場合もこの費用に入っているのか、2点につきまして教えていただければと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。では事務局の方、ご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

森の力再生事業で実施している箇所というのは、比較的山奥が多いものですから、そういった森づくり活動とか、イベントに使えるところは、珍しい場所にはなります。積極的に現地を見ていただくとか、整備の効果を見ていただくっていうことを、各農林事務所にもお願いしまして、できるだけ実施してもらおうというのを考えています。

またNPO等に実施していただく際には、森林部局とはまた違う環境部局があるんですけど、そちらで所管している森づくり県民大作戦というような枠組みの中で、実施していただいたりもしております。以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。今のような回答ですが、井上委員いかがでしょうか。

(井上委員)

ありがとうございました。

できる限りですね、やれそうなところはやっていただき、せっかくこういうわかりやすい形で取り組んでいると思いますので、広げていただければというふうに感じました。

ありがとうございました。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

こうした広報とそれからさらにいろいろ教育面で展開できると、この事業がより意義があるものになると思いますので引き続き広報を中心に、県の方には対応をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。それでは、まだもうちょっと大丈夫ですね。

他にご意見ありましたよろしくをお願いします。

倉田委員をお願いします。

(倉田委員)

はい。送っていただいた資料の中に、この冊子が入ってましたけども、こちらの8ページに、この今回のこの森の力再生事業の継続というページが報告として書かれております。

そこの左の一番下のところに、この事業が平成18年から始まりまして、令和7年まで延長してやりますよという話で、先ほどの話で、榎本先生の話もそうなんですけど、平成18年からもうすでに10年経ってる場所もありますし、今5年経ってるところもあるということで、この後、多分事務局からお話されると思うんですけど、現地視察というところですね、追跡調査じゃないんですけど、その10年経ったところがどうなってるのかとか5年経ってるところがどういう状態なのか、本当にこの税金が生かされているのかという確認も一つ、こういう視察の中に含めたらいいかなというふうに思いました。

以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

森林等は長い目で見ないと効果がわからないところがありますので、もっともな意見だと思いますが、事務局の方、いかがでしょうか。

どなたか、事務局の方お願いします。

後5年10年経過したところも、現地視察等でいろいろ確認したいというご意見だったと思いますがいかがでしょうか。

(大石 産業政策課主任)

現地の確認ということでまたこの後にご説明させていただきますが、静岡市の現場を今二つ、ご提案しようとしておるんですけども、それにつきましては5年10年後の現場ではございませんので、ちょっとまた5年10年5の経過した場所を計画するかどうかというの、また検討したいと思いますので、後程ご説明させていただきたいと思います。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。そうですね。

私も10年経った場所はどうなっているのか、1度は見てみたいなと思いますので、今後の検討としてぜひよろしくをお願いします。

倉田委員、今のような回答でよろしいでしょうか。

(倉田委員)

はい。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。まだもう少し大丈夫ですかね。

あと、何か他にご意見ありましたらよろしくをお願いします。よろしいですか。

楢本委員よろしくをお願いします。

(楢本委員)

はい。確認させてもらいたいんですけども、今回ご報告いただいたところというのは現地に行かれて、写真を撮って来てくださったということなんですけども、計画通りに、実際に伐採とか、環境ですかね、木造構造物ができてるかっていう確認と、ご報告があったようにそこが明るくなったかどうかとか、下層植生が増えたかどうかということ、確認というか、検証ということでもいいんですかね。

(小南委員長)

事務局の方、よろしくをお願いします。

(大石 産業政策課主任)

現地調査のときにどこを見るかというご質問だと思うんですけども、現地調査につきましては、ただ後程説明させていただくんですけど参考1という資料がございます、先日送付させていただいた資料になります。

その中で、まず調査内容としましては、整備状況、下層植生の被覆生育状況、残存木の生育状況、波及

効果の状況等ということで、現地を見て、実際光環境はどうなってるとか、植生の状況はどうかというところを、目視で見ていただくということを想定しております。

(小南委員長)

檜本委員いかがでしょうか。

(檜本委員)

現地調査ではなくて、ご報告いただかなかった箇所も含め同じことを全箇所にやって、それをもとに報告いただいたということですね。

(大石 産業政策課主任)

すみません。ちょっと質問の意図を間違えておりました。

(小南委員長)

今回報告されたような下層植生等々、あと森林の状況等々のチェックは報告された以外の全部の箇所でも行われているのかという質問だと思いますが、すべての箇所で行っておりますか。

(産業政策課大石)

すべての箇所で行っております。はい。

(小南委員長)

ということですが、檜本委員いかがでしょうか。

(檜本委員)

了解しました。もう一つ教えていただきたいのは前回の森林・林業研究センターが報告してくださった中だと、明るくなったという報告が、写真を撮って、その関係を解析してというような報告があったと思うんですけども、今回報告いただいたのは、ちゃんと光が入ってるかどうかというような、そういう意味での明るくなったというようなことで、別途、何か数値として情報があるわけではないという理解でいいですかね。

(大石 産業政策課主任)

はい。数字として精査したものではございません。目視等で光が入るようになったという確認です。

(檜本委員)

了解。あともう1点だけ。これ、昨年度事業を行ったものだと思うんですけども、その事業期間は、どのぐらいかかるものなんですかね。当然対象とする面積等によると思うんですけども、例えば、植生の回復状況を見ようとすると、経過時間が結構大事だと思うんです。

だから昨年度切ったと言っても、昨年度の6月ぐらいに切ったのか、2月3月だったかで随分違うと思うんですけども、そういった作業期間は、どこかに情報としてあるんですか。

(刑部 森の力再生班長)

よろしいでしょうか。

(小南委員長)

ご回答をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

はい、森林計画課の刑部です。御質問いただきました事業期間については、個別調書の右側の一番上に、整備箇所ごとにどのぐらいの事業期間をかけたかを整理させていただいております。確かに面積によって事業期間というのは全然違うんですが、多くは、春先から調査を開始して、夏前から夏以降を伐採して2月、3月ぐらいに伐採作業が終わって検査をするというのが全体の流れになります。

その中で、今回写真でお見せしたのは、概ね半年ぐらい経ったときの状況を写真でご説明させていただいたという形です。今後、3年経過した後に、下層植生がどうなったかを全箇所調査をし、評価委員会のみなさまにご報告する3年目調査を実施します。

ですので、今回の場合はまだ半年ぐらい経過した後の下層植生が少し出てきたかなという状態で、3年後の状況はまたおって、ご説明、ご報告させていただくような形になります。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。楢本委員いかがでしょうか。

(楢本委員)

了解しました。

(小南委員長)

お約束の時間が近づいておりますので、事業評価調書の説明等は以上にして、質疑を一区切り付けたと思います。事業全般に関して、或いは、個別の説明箇所についても、どうしても聞きたいということがあればどれでも結構ですので、何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。どんなことでも結構です。

木村委員をお願いします。

(木村委員)

全体に関してなんですけど、今現在、申請を各事業者が出してると思うんですけども、申請が出されたものは、ほぼすべて補助金対象というか、この事業で処理されてるのか、それとも、税金にも限りがあると思うので、手を挙げてる人たちの方が多く、選別があるのか、そのバランスはどうでしょうか。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。事務局の方ご説明をお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

各農林事務所に、毎年、割り当てといたしますか、どのぐらいの面積をお願いしますっていうのを提示しているんですけど、その範囲で、申請順に申請を受け付けていくというその流れになります。ですので、申請書が出てきたものは順番に採択しています。

申請内容が合致しているかどうかは当然チェックしておりますが、申請いただいたものは順番に交付決定していくという形になっています。

ですので予算的に範囲を超えてしまいますと、それ以降の申請を受け付けられないという形にはなりません。以上です。

(木村委員)

そうすると、税金に限りがあるので、予算範囲以上に手をあげても無理だという判断だと思いますが、実際に今までは、どちらが多いですか。

各事務所で予算よりも手を挙げてる人たちの方が、多くなってきてるのか、税金で賄える範囲なのかというその辺の事情はわかりますか。

(小南委員長)

申請に対する採択率みたいなのがおおまかにでもわかればご説明していただきたいと思います。

(刑部 森の力再生班長)

申請に対してどのぐらい採択してるかは、ほぼほぼ同じくらいであると思います。

他の林業の事業等と棲み分けをするようにしておりますので、そういった結果もありほぼ、結果的には採択できていると。

昨年度は100%計画を達成したんですけども、例えば数年前は目標の90数%で終わったこともありますので、場合によっては申請の方が、例えば98%までで終わってしまって数%ぐらい補助金が余るっていうことも、実態としてはありました。

(木村委員)

優先順位的にはもちろん申請順なのでなかなか厳しいとは思いますが、災害のところなど、100%を超える申請があった時に、不利な状態にならないといいなと思い、意見させていただきました。

(刑部 森の力再生班長)

災害が起きてすぐに整備を進めなければならないということもあるんですけども、災害がおきてその年に整備することはまれでして、調査をして計画をして次の年度に、整備をするってことが多いものですから、優先的に災害が起きたところを実施することも、対応としては可能です。

(小南委員長)

はい。よろしいでしょうか。

(木村委員)

はい。

(小南委員長)

大体理解いただけたかと思いますが、最後にどうしても聞いておきたいというご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それではここで議事進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(渥美 産業政策課長)

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

それではその他として、11月29日に実施予定の現地調査についてです。事務局からご説明いたします。

(大石 産業政策課主任)

はい。それでは説明させていただきます。

本年度の現地調査は、来年11月5日来月、11月29日の月曜日に開催いたします。

今年度も昨年度同様コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮しまして、例年、1日かけて実施していた調査を短縮し、午後の半日で実施することといたしました。

このため、集合時間は12時30分に県庁としております。皆様、昼食を済ませになってから、ご集合をお願いいたします。県庁に集合し、バスで移動、現地調査後、午後4時30分頃に県庁で解散の予定としております。

調査箇所につきましては、令和2年度は富士農林事務所、令和元年度は東部農林事務所、平成30年度は志太榛原農林事務所というように、毎年度が詳細ながら、現地調査を行う農林事務所に偏りがないように選定しております。

今年度は、平成25年度以来となる中部農林事務所の、静岡市葵区西又で、ヤマギン山本店有限会社が昨年度、人工林再生整備事業一般型を12.06ヘクタール実施した箇所と静岡市清水区小河内で株式会社小沼木材緑化が竹林広葉樹林等再生整備事業を1.07ヘクタール実施した箇所、で選定をしております。

具体的な場所については参考1に記載しておりますが、先ほど5年後10年後経過した場所を見学した方が良いというご意見をいただきましたので、ちょっと半日の中で行ける範囲のところ現場を再検討させていただきたいと思っております。

地区につきましては、中部農林事務所管内の静岡市付近ということで検討させていただきたいと思っておりますので、その旨につきましてはご了承いただきたいと思います。

現場を再検討しまして、後日お知らせしたいと思っております。  
以上です。

(渥美 産業政策課長)

現地調査については以上でございます。何かご意見とかコメントいらっしゃる方おられますでしょうか。よろしいですかね。

それでは以上で予定していた議事はすべて終了いたしました。

他に何か全体を通じてということがございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2回、森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。